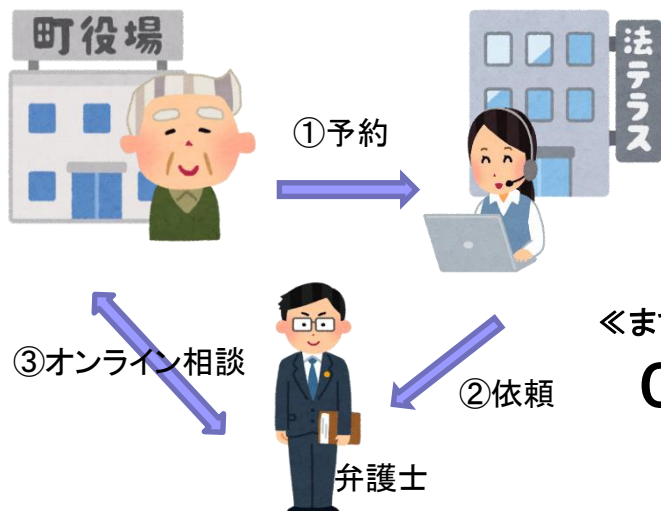


山北町オンライン 無料法律相談

- 相談日時 令和5年9月26日(火)・11月28日(火)・令和6年2月29日(木)
※相談時間はお一人30分程度です。
- 相談場所 山北町役場(4階会議室)
- 相談方法 山北町役場と法テラス小田原をインターネット回線で結び、山北町役場のパソコンモニターを通して弁護士による法律相談を行います。
- 対象者 山北町在住・在勤の方で、収入・資産が一定基準以下の方
[収入基準の例 山北町在住の場合]
一人世帯 月収18万2000円以下 二人世帯 月収合計25万1000円以下 ※別途家賃考慮あり
- 相談料 無料
- 予約方法 事前予約制。下記電話番号で予約受付。

債務、相続、契約トラブル、近隣トラブル・・・
弁護士と一緒に解決しませんか？
相談だけでも可能です。

【依頼した場合の費用の例(税込)】
・成年後見申立事件
(着手金**110,000**円、実費**20,000**円、原則報酬金無し)
※着手金・実費は、分割での償還が可能です。



法テラス小田原では、ほかにも無料法律相談を行なっております。詳しくは法テラス小田原までお問合せください。

《まずはお電話にて、お問合せ・ご予約ください》

0503383-5370

受付時間：平日9時～17時



法テラス は、国が設立した公的な法人です。

日本司法支援センター小田原支部(通称：法テラス小田原)